

【表紙】

|            |   |
|------------|---|
| 【提出書類】     | 臨時報告書   |
| 【提出先】      | 関東財務局長  |
| 【提出日】      | 平成26年 6月25日   |
| 【会社名】      | ブラザー工業株式会社  |
| 【英訳名】      | BROTHER INDUSTRIES, LTD.  |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小池 利和   |
| 【本店の所在の場所】 | 愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号  |
| 【電話番号】     | 052-824-2102  |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員 財務部担当 藤井 宗高  |
| 【最寄りの連絡場所】 | 愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号  |
| 【電話番号】     | 052-824-2102  |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員 財務部担当 藤井 宗高  |
| 【縦覧に供する場所】 | ブラザー工業株式会社 東京支社<br>(東京都中央区京橋三丁目3番8号)<br><br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)<br><br>株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄三丁目8番20号) |

## 1【提出理由】

平成26年6月24日開催の当社第122回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
 平成26年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役11名選任の件

取締役として、小池利和、石川茂樹、長谷川友之、神谷純、佐々木一郎、石黒雅、平野幸久、西條温、服部重彦、深谷紘一及び松野聰一を選任する。

第2号議案 取締役3名に対する業績連動型報酬支給の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項   | 賛成（個）     | 反対（個）  | 棄権（個）  | 可決要件 | 決議の結果<br>（賛成の割合） |
|--------|-----------|--------|--------|------|------------------|
| 第1号議案  |           |        |        | （注）1 |                  |
| 小池 利和  | 2,172,294 | 71,473 | 4,437  |      | 可決（95.52%）       |
| 石川 茂樹  | 2,186,589 | 24,594 | 37,020 |      | 可決（96.15%）       |
| 長谷川 友之 | 2,186,677 | 24,506 | 37,020 |      | 可決（96.15%）       |
| 神谷 純   | 2,179,230 | 31,953 | 37,020 |      | 可決（95.83%）       |
| 佐々木 一郎 | 2,179,231 | 31,952 | 37,020 |      | 可決（95.83%）       |
| 石黒 雅   | 2,179,234 | 31,949 | 37,020 |      | 可決（95.83%）       |
| 平野 幸久  | 2,223,783 | 19,985 | 4,437  |      | 可決（97.78%）       |
| 西條 温   | 2,223,788 | 19,980 | 4,437  |      | 可決（97.78%）       |
| 服部 重彦  | 2,218,370 | 25,210 | 4,625  |      | 可決（97.55%）       |
| 深谷 紘一  | 2,223,792 | 19,976 | 4,437  |      | 可決（97.78%）       |
| 松野 聰一  | 2,218,204 | 25,564 | 4,437  |      | 可決（97.54%）       |
| 第2号議案  | 2,237,960 | 6,109  | 4,437  | （注）2 | 可決（98.41%）       |

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の一部をを加算しておりません。

以上